

菫 桜 (わかざくら)

～南中校長室より～

平成 28 年度 NO. 4

平成 28 年 7 月 1 日



Be Proud Of Us

生駒市総合体育大会の結果及び奈良県中学校総合体育大会日程

	市中体結果	県中体日時	場所	対戦相手
野球	対緑ヶ丘中学校 0 - 5 一回戦敗退	(7月7日抽選)	未定	未定
バレー	対光明中学校 0 - 2 一回戦敗退	7月23日(土)	王寺中学校	王寺中学校
バスケット	対上中学校 58 - 38 対緑ヶ丘中学校 57 - 27 対光明中学校 50 - 55 準優勝	7月26日(火) 10:20~	郡山西中学校	上牧第二中学校
ソフトテニス	個人戦1ペア ベスト16	7月22日(金)	明日香コート	未定
ソフトボール	対大瀬中学校 1 - 8 対上中学校 9 - 7 3位	7月22日(金) 12:30~	天理長柄運動公園	緑ヶ丘中学校
吹奏楽		8月2日(火) 13時10分	県立文化会館	

70周年記念として、各部の応援旗を作成しました7月4日(月)の壮行会で披露します。

野球部 「全力野球 魂」 バレー部 「最後まであきらめない never give up」

バスケット部 「笑顔 もっとじょうずになりたい」

ソフトテニス部 「挑戦 challenge for myself」 ソフトボール部 「最高の試合を 1球入魂」

吹奏楽部 「全力音楽 一音入魂」

茶道部 「一期一会」

生徒会総会 (6月9日)

2016年度の生徒総会を行いました。「誰かにやってもらうのではなく自分たちの力で南中をよくする。」のモットーのもと、基本方針①「すすんで挨拶をしよう」②「身だしなみをきちんとしよう」③「学校にやさしくしよう」④「一度きりの中学校生活を心の底から enjoy しよう!」の基本方針が全会一致で承認されました。

① 挨拶は、「私はあなたの存在を認めますよ」という相手の人権を大切に作る心につながります。

- ② その場その場に応じた服装をし、決して他の人に不快感を与えない。「形は心を作り、心は形を司る」。形が整えば心が育ちます。心が育てば行動が変わり、行動が変われば習慣が変わり、習慣が変われば人生が変わります。
- ③ 学校の物だけでなく、公共の物も大切にします。・・・それはあなた自身の「心」を大切にすることです。
- ④ 真に心からみんなが学校生活を enjoy するために必要なことは・・・「当たり前のことを当たり前にして」「当たり前にしてはならないことは当たり前にしなないこと」です。

エコキャップ回収運動にご協力を

本校生徒会では、本年度はエコキャップの回収運動に取り組みます。ご協力お願いします。

創立 70 周年記念行事

日 時	11 日 1 日 (火)
場 所	体育館及びグラウンド
参 加	全校生徒 全職員 P T A 役員 学校評議員 保護者・地域の方々
日 程	9 時 15 分 ～ 10 時 45 分 音楽発表会 3 年 クラス合唱・合奏 学年合唱 1 年・2 年 クラス合唱 学年合唱
	11 時 00 分 ～ 12 時 00 分 記念写真撮影(ドローンによる上空からの撮影)
	12 時 00 分 ～ 13 時 00 分 給食
	13 時 00 分 ～ 13 時 30 分 結果発表 表彰式 講評
	13 時 30 分 ～ 14 時 00 分 式典
	○校長式辞 ○P T A 会長祝辞 ○P T A より記念品贈与 ○生徒代表誓いの言葉
	14 時 00 分 ～ 15 時 00 分 記念行事(岡直弥氏のハーモニカ演奏)

岡直弥 (おか なおや) 大阪府四條畷市出身 平成 6 年 6 月 14 日生まれ。9 歳のとき小学校の音楽の授業でハーモニカを初めて吹いて虜になる。その後、両親の探してきた教室に通いはじめ、徳永延生氏にクロマチックハーモニカの指導を受ける。現在は、関西を中心に、依頼があればどこへでも演奏活動を行う。目指すことはプロの奏者。2006 年の初受賞を経験した後、2011 年にはグランプリに輝く。レパートリー曲は 100 曲を超える。最近、カバー曲、童謡を始め、憂いを秘めた映画音楽にも手応えを感じている。ケースから大事そうに取り出したクロマチックハーモニカから伸びやかなビブラートがたゆたうリズムと絡み合う。クロマチックハーモニカは、全音の吹き口が一行に 16、右端のスライドレバーを押すと半音を出すことができる。ハーモニカ独特の音色で、ポップスからジャズ、そしてクラシックまで幅広く演奏することができる。「人によって音色が違うし、感情表現しやすい」他の誰よりもハーモニカの世界に魅せられている彼の今一番したいことは、楽譜の整理。ファンの方が秘かに聴いてみたい曲が、いつの間にかレパートリーになって増えている。気づいたことは、音色がだんだん伸びやかに変化している。「歌声と同じで、誰かの真似はできないんです。」というとおり、自分の音色を探し続ける。まだまだ若いクロマチックハーモニカ奏者は、演奏を通してレガートに生きることを教えてくれる。

学校カウンセラーの予定

岸田カウンセラー 1 日 (金) 8 日 (金) 吉村カウンセラー 7 日 (木)

「児童虐待の防止等に関する法律」は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して「通告」しなければならないとしています。よって、虐待を受けているという確信までではなく、「もしかしたら虐待かな...」と思う程度であっても、市町村の児童福祉課や福祉事務所、児童相談所に通告する義務があるのです。通告の義務というと重苦しい雰囲気がありますが、匿名で連絡することもできますし、名前を名乗ったとしても、通告者の情報は、相談先の関係者以外には知られないことになっています。また、通告の義務に違反した場合の罰則などの定めはありませんが、子どもはできるだけ地域全体が見守るようにしたいものです。

[1]身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、首を絞める、タバコの火を押しつける、おぼれさせる、逆さ吊りにする、冬に戸外に閉め出すなど。

[2]性的虐待

子どもへの性交、性的行為を強制する、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体に強要するなど。

[3]ネグレクト（養育放棄）

適切な食事を与えない、風呂に入れない、家に閉じ込める（子どもが学校に行きたがっているのに、行かせない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、パチンコ店の駐車場の自動車内に乳幼児を放置する、同居人による[1]、[2]、[4]の虐待を放置するなど。

[4]心理的虐待

ことばで脅す、無視する、心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいと激しく差別するなど。

*エコボーナスとして8万円、市より支給されました。デジタルカメラを購入しました。今後もエコに心がけましょう。また、給食残量を少なくすることにも頑張りましょう。